

京都市告示第 589 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市駐車場公社	京都市清水坂観光駐車場の 駐車料金の徴収 京都市嵐山観光駐車場の駐 車料金の徴収 京都市銀閣寺観光駐車場の 駐車料金の徴収 京都市高雄観光駐車場の駐 車料金の徴収 京都市四条烏丸駐車場の駐 車料金の徴収 京都市西京極自転車駐車場 の駐車料金の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
パーク二四株式会社	京都市円山駐車場の駐車料 金の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
京都シティ開発株式会社	京都市山科駅前駐車場の駐 車料金の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
ミディ総合管理株式会社	京都市上鳥羽口駅自転車等 駐車場の駐車料金の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

財団法人京都市都市緑化協会	京都市梅小路公園の使用料の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
---------------	-----------------	-----------------------------

(建設局管理部建設総務課)